鹿児島県公報

平成26年3月28日(金)第2994号の11



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

企 業 管 理 規 程

- ○鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程(※)
- ○鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程(※)

(工業用水課取扱い) 1

(工業用水課取扱い) 11

企業管理規程

鹿児島県企業管理規程第1号

鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部会計規程(昭和45年鹿児島県企業管理規程第3号)の一部を次のよう に改正する。

第8条第1項を次のように改める。

会計伝票の種類は収入伝票,支払伝票及び振替伝票とし,それらの様式は管理者が別に定める。

第32条中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改め、同条第2号を 次のように改める。

(2) 公共法人(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人をいう。),日本 郵便株式会社又は郵便貯金銀行に対して支払う経費

第73条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 有形固定資産
 - ア土地
 - イ 建物及び附属設備
 - ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)
 - エ 機械及び装置並びにその他の附属設備
 - オ 自動車その他の陸上運搬具
 - カ 工具,器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限 る。)
 - キ リース資産 (管理者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。)
 - ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる資産であつて,事業の用に供するものを建設した 場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)
 - ケ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの
- (2) 無形固定資産
 - ア 水利権
 - イ 借地権
 - ウ地上権
 - 工 特許権

- 才 施設利用権
- カ リース資産(管理者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であつて, 当該リース物件がイからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。)
- キ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- (3) 投資その他の資産
 - ア 投資有価証券(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日に満期の到来する有価証券を除く。)
 - イ 出資金
 - ウ 長期貸付金
 - 工 基金
 - オ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
 - カ 有形固定資産若しくは無形固定資産,流動資産又は繰延資産に属しない資産

第74条第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産」を「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第89条中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第94条中「(別記第30号様式)」を削り、「行なわなければならない」を「処理しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の支出予算流用計算書の様式は、管理者が別に定める。

第97条第1項中「繰越して」を「繰り越して」に、「府令別表第9号に準ずるもの(継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書府令別表第8号の5に準ずるもの」を「(継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書)(府令別記第8号様式(継続費に係るものにあつては、府令別記第6号様式)に準ずるものとする。」に、「5月20日」を「同年度の5月20日」に改め、同条第2項中「繰越して」を「繰り越して」に改める。

第98条中「すみやかに」を「速やかに」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第1号中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価

第98条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第100条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第100条第1号中「府令別表第10号」を「府令別記第9号様式」に改め、同条第2号中「府令別表第11号」を「府令別記第10号様式」に改め、同条第3号中「府令別表第14号」を「府令別記第13号様式」に改め、同条第4号中「府令別表第12号」を「府令別記第11号様式」に改め、同条第5号中「府令別表第13号」を「府令別記第12号様式」に改め、同条第6号中「府令別表第15号」を「府令別記第14号様式」に改め、同条第10号中「府令別表第8号の6」を「府令別記第7号様式」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「府令別表第18号」を「府令別記第18号様式」に改め、同号を同条第10号とし、同条第9号中「府令別表第17号」を「府令別記第17号様式」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「府令別表第16号」を「府令別記第17号様式」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「府令別表第16号」を「府令別記第16号様式」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「府令別表第16号」を「府令別記第16号様式」に改め、同号を同条第8号とし、同条第7号中「府令別表第16号」を「府令別記第16号様式」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書 府令別記第15号様式に準ずるものとする。

第101条中「(府令別表第19号に準ずるものとする。)」及び「(府令別表第20号に準ずるものとする。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の月次試算表の様式は府令別記第19号様式に準ずるものとし、資金予算表の様式は管理者が別に定める。

別表第1収益の表中

	他会計補助金	

を

鹿 児 島 県 公 報 平成26年3月28日(金)第2994号の11

(他会計補助金長期前受金戻入をめ、別表第1費用の表中	手当 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費引当金繰入 額
<u> </u>	手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費 法定福利費引当金繰入
	手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費 法定福利費引当金繰入
	手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費 法定福利費引当金繰入
	賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費 法定福利費引当金繰入
	賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費 法定福利費引当金繰入
	賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費 法定福利費引当金繰入
	法定福利費 法定福利費 法定福利費引当金繰入
	法定福利費 法定福利費引当金繰入
	法定福利費 法定福利費引当金繰入
	法定福利費 法定福利費引当金繰入
	法定福利費引当金繰入
	法定福利費引当金繰入
	額
	## W. F. T. ##
	備消耗品費
	備消品費
	m 11 111 其
	修繕費
	修繕費
	修繕引当金繰入額
	特別修繕引当金繰入額
	1月時4人上人
	退職給与金
	退職給付費
	TO MARITY A
	負担金補助及び交付金
	負担金補助及び交付金
	貸倒引当金繰入額
	その他引当金繰入額
	とみ加次立計が世
	たな卸資産減耗費

鹿児島県公報 平成26年3月28日(金)第2994号の11

			棚卸資産減耗費
(め,			
		繰延勘定償却	
		AND BATTERY	企業債発行差金償却
			開発費償却
			退職給与金償却
			試験研究費償却
] 9 ,			
		固定資産売却損	
		臨時損失	
			•
		固定資産売却損	
		減損損失	
		災害による損失	
(め,別表第1固定	 資産の表中		
	立木		
I n			
] 9 ,			. 1
		器具及び備品減価償	
	却累計額	額	
	工具、岩	器具及び備品減価償	
	却累計物		
	リース		
		資産減価償却累計額	
	施設利力	田 権	
	/ // // // // // // // // // // // // /	1177年	
	施設利力		
	リース	資産	
投資			
·			1
投資その他の資産			
· · · ·	<u>'</u>		•
			職員貸付金
	基金		- IMAA11 =

			職員貸付金
		<u>}</u>	
	基金	12.	
		肖費税及び地方消	
	費税		
	その他投資	Ý	
	減価償却累	累計額	
女め,別表第1流動資産	その表中 しゅうしゅう		
現金預金		現金	
現金・預金			
		現金	
		その他未収金	:
		その他未収金	
貸倒引当金			-
		<u>'</u>	
		職員貸付金	
		職員貸付金	
貸倒引当金			
		その他前払金	2
		·	
		その他前払金	<u> </u>
未収収益			
貸倒引当金			
なめ、別表第1繰延勘算	宮の表を削り, 別表	長第1固定負債の	表中
企業債			
他会計借入金			
引当金			
		退職給与引当	i 金
		修繕引当金	
企業債			
			の財源に充てるための企業
		債	
		その他の企業	債

╛

	建設改良費等の財源に充てるための長期
	借入金
	その他の長期借入金
リース債務	
引当金	
	退職給付引当金
	特別修繕引当金
	その他引当金
なめ、別表第1流動負債の表中	
(20), 加兹州工加勒县俱约兹中	
一時供える	

にす

一時借入金	

を

一時借入金	
企業債	
	建設改良費等の財源に充てるための企業
	債
	その他の企業債
他会計借入金	
	建設改良費等の財源に充てるための長期
	借入金
	その他の長期借入金
リース債務	

に,

その他前受金

を Γ

	その他前受金
前受収益	
引当金	
	退職給付引当金
	賞与引当金
	法定福利費引当金
	修繕引当金
	特別修繕引当金
	その他引当金

に改め、同表の次に次の1表を加える。

繰延収益

款	項
長期前受金	
長期前受金収益化累計額	

別表第1資本金の表中

1		
	自己資本金	

を Γ

資本金	
	┙

╛

に改め,

Γ			
'	借入資本金		
		企業債	
		他会計借入金	

を削り、 別表第1剰余金の表中

Γ	寄附金	
	補助金]

を

Γ					
'		寄附金			

に改める。

別記第1号様式の3を削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第2号様式及び第3号様式 削除

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式 (第18条関係)

納入通知書兼領収証書		領収済通知書		領収済通知書控		
年度	通知番号	年度	通知番号	年度 通知番号		
納住 所 入 氏						
者名	様		様	様		
金 額 內消費税 相 当 額 納 期 限	円)円 年 月 日	金 額 內消費税 相 当 額 納 期 限	円)円 年 月 日	納入金額 円		
内 訳	円	内 訳	円	科 目 円		
摘 要 上記の金額を納期 本支店に納付してく]限までに鹿児島銀行	摘要 上記の金額を納えます。	入しましたから通知し	上記の金額を納付します。		
本文店に耐けして 、	年 月 日	A 7 o	年 月 日	年 月 日		
鹿児島県知事 氏名	印	出納取扱金融機関名	Z	出納取扱金融機関名		
	領 収 日 付 印	鹿児島県 工業用水道部 企業出納員 殿	領 収 日 付 印	領 収 日 付 印		

別記第21号様式を次のように改める。 第21号様式(第39条関係)

口 座 振 替 請 求 書

鹿児島県工業用水道事業 出納取扱金融機関

御中

振替指定日年月日鹿児島県工業用水道部企業出納員氏名回

振込先銀行名	預金種別	口座番号	口座名	義人()	カナ)	金額	(円)	備考
店名			*	3受取人				
	l			小計				

合計

別記第23号様式の2を次のように改める。 第23号様式の2 (第41条関係)

島

県 公 報

返納通知書兼領収証書		領収済通知書		領収済通知書控		
年度	通知番号	年度	通知番号	年度 通知番号		
納住 所 入 氏						
者名	様		様	様		
金 額 內消費税 相 当 額 納 期 限	円)円 年 月 日	金 額 內消費税 相 当 額 納 期 限	円)円 年 月 日	納入金額 円		
内 訳	円	内 訳	円	科 目 円		
摘 要 上記の金額を納其 本支店に納付してく	明限までに鹿児島銀行 (ださい。	摘 要 上記の金額を納 ます。	入しましたから通知し	上記の金額を納付します。		
	年 月 日		年 月 日	年 月 日		
鹿児島県知事 氏名	名	出納取扱金融機関	名	出納取扱金融機関名		
	領 収 日 付	鹿児島県 工業用水道部 企業出納員 殿	領 収 日 付 印	領 収 日 付		

別記第30号様式を次のように改める。

第30号様式 削除

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

鹿児島県企業管理規程第2号

鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道給水規程(昭和47年鹿児島県企業管理規程第3号)の一部を次のように 改正する。

別記第13号様式中「1.05」を「1.08」に改める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。